

京都市告示第 4 号

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第4条第2項ただし書に規定する行政機関等の指定する方法は、次に掲げる方法とします。

平成19年4月2日

京都市長 榎本 頼 兼

申請等を行おうとする者が、税理士法（昭和26年法律第237号）第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けた者が電子情報処理組織を使用して当該申請等を行う場合において、当該税務書類の作成を委嘱した者に係る識別符号及び暗証符号を入力して申請等を行うこと。

（理財局税務部主税課）